

VI 溺水（水の事故）に対する応急手当

① 溺れている人の救助

- 海、川、湖などで溺れている人をみつけたときは、ただちに 119 番（海上では 118 番）に通報し救助を求めます。発見者が一人の場合には、大声で応援を呼んで AED の手配をします。
- もし、つかまって浮くことができるものがあれば、溺れている人に向けて投げ入れます。さらに、ロープがあれば投げ渡し、岸に引き寄せます。

ポイント

- 海、川、湖などで溺れている人の救助は、救助者が巻き込まれて溺れるケースが多いため、単独でうかつに救助に行くことはせず、日頃から訓練を受けている消防職員やライフセーバーなどの専門家に任せるのが原則です。
- 溺れている人が水没したら、水没箇所がわかるようにし、目標を決めておき、到着した専門家に伝えます。

② 心肺蘇生の実施

- 水の中から引き揚げた傷病者に反応がなく、普段どおりの呼吸をしていなければ、心肺蘇生を実施します。
- 水を吐かせるために傷病者の腹部を圧迫しないでください。